

(別紙2)

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 山口 いつ子

本論文は、「情報法」の構想を支える基本的な価値と、そこで拮抗する諸価値の調整を図るための概念や論理技術を、情報の「自由」、「規制」及び「保護」が課題となってくるいくつかの場面に着目しながら、明らかにしようとしたものである。

「情報法」は、新たに登場してきた法分野であり、そのさらなる理論的深化が現代の高度に情報化した社会において重要な意味をもつものであるところ、その取扱う対象範囲が伝統的な法カテゴリーの枠を越えてきわめて多岐にわたり、またさまざまな課題が新たに生起しているために、体系性という点では発展途上の段階にある。こうした中で、本論文は、情報をめぐる法の体系において基本的な要となる憲法と知的財産法の領域に焦点をあて、アメリカとイギリスの学説・判例を取り上げて緻密な分析をくわえることにより、法がグローバル化していく時代に、日本における情報にかかる諸制度のあり方を考えてい上でも「共通の要素」となるべき基本的な原理についての示唆を得ようとする、意欲的な試みとして位置づけられる。

本論文は、以下の章から構成されている。

序章では、憲法や知的財産法といった法学のみならず、情報学やメディア論の知見にも触れつつ、「情報」のそもそもの意味を説き起こすことから始められ、本論文の問題意識、考察の目的、全体の構成、各章の考察の内容、考察から得られた結論が、示されている。

第1章から第4章における考察の流れは、情報の「自由」、「規制」、「保護」というキーワードでまとめられている。第1章と第2章は、情報の「自由」の理論的基礎となる、表現の自由について、その原理論の展開と、自由の限界が問われる現代的な課題を、主に憲法学の視点から考察している。ここでは、学説や判例の丹念な分析を通じて、真理の発見を根拠づける古典的なメタファーとして語られてきた「思想の自由市場」という思考が、アメリカにおいて、厳しい批判にさらされながらも、現在もなお、さまざまな複数の価値原理に支えられつつ、第一修正の法における「自由」の基本枠組みないしデフォルトとしての意義をもつということ、そして、表現の自由をめぐる正当化の論理について、それぞれの原理論にはコンテクストに応じた長短があるという認識に基づいて、これらの「組み合わせ」に求める視点が示されている。また、第3章は、インターネットやユビキタス・ネットワークといった近年の情報通信技術の発達に伴い、従来の法における表現活動や情報流通の「自由」と「規制」のバランスが問い合わせられてきている諸相を描いている。ここでは、アメリカの「サイバー法」概念が前提とする事実状況が、いわゆる「ユビキタス化」の進展とともに変貌を遂げつつあり、そこに、日本の情報法の観念とのオーバーラップの広がりを見て取るという視点が示されている。これらの検討の上で展開される第4章は、考察の視野を広げ、情報の精神的価値に加えて、経済的・財産的価値にも注目し、情報の「保護」と「自由」との調整、すなわち、知的財産権と自由な情報流通との調整のあり方

を検討している。ここでは、知的財産の根拠づけをめぐる今日の問題状況を、この概念の淵源や本質論にまで踏み込みながら描き出しており、第2章で取り上げた自由の基本枠組みへの批判論に見出せるリーガル・リアリズム思想の影響が、第4章における近年の知的財産の保護のあり方を批判的に問い合わせる議論でも窺える点の指摘などは、興味深いものがある。

現代社会においては情報の価値や機能が強く意識されるようになり、情報をめぐる法制度も増加しあるいは変化しつつある。こうした状況の中で、「情報法」という新しい法分野の確立を目指して幅広く多角的に切り込んだ本論文は、知的財産権と情報の自由との調整原理などをはじめ、これまで十分に論じてこられなかったテーマにも随所で踏み込んでおり、新しい研究領域を切り開くものであると評価することができる。内容は、文献の緻密な読み込みを基礎とした概念と論理の的確な組み合わせであり、重厚な質の研究となっている。

本論文は、これまで筆者がすでに公表した論文を基礎に加筆修正した上で配列されており、第1～3章の筋の流れと比べて、本論文全体の構成上で第4章の論調がやや異なるところがある。この点は、憲法上の自由と知的財産法上の権利を取り扱う際の「作法」の相違によるものと考えられ、また、第4章の課題のもつ新鮮さや分析の細密さは、情報法の別の相を描き出すことに成功していると評価することができよう。また、結論の具体的な部分は、個々の章ないし節に委ねられている部分が多く、「結語」の部分がややシンプルで抽象的である印象を受ける。ただ、個々の章における分析や知見はそれぞれに新規かつ説得力があり、また、情報法という分野が広大で、かついまなお生成途上であることを考慮すれば、ここでさらに総論的な結論の列挙を求めるることは望蜀の感とも言うべきであって、本論文の学問的価値を損なうものではないと考えられる。

以上のような検討により、本審査委員会は、本論文が博士（社会情報学）の学位に値するものと判断する。